

被扶養者認定に関する用語集

① 同居

同居とは、被保険者（本人）とその家族が同じ家の中に住んでいることをいいます。同じ敷地内でも別棟の場合は、同居と認められません。

※同居なるケース

- 病院・特養・老健・療養病床と障害者施設などへの入院・入所
- 単身赴任（*）による別居
（*）勤務先より単身赴任に伴う手当金が支給されている場合

※別居となるケース

- 住民票が同一の住所表記であっても世帯分離（世帯主が複数）により世帯が別になっている場合は「別居」、住民票上で同一世帯に属していても家計を共にしていない（2世帯住宅）と確認した場合は「別居」として扱います。
- 有料老人ホームへの入所

② 家計を共にする

同居している家族が被扶養者になるには、さらに家計を共にしていなければなりません。同居していても、お互いに独立した生活を送り、食事や住まいの費用なども別々に負担していれば、被扶養者資格はありません。

③ 家族の年収

家族の年収とは、生計費に充当できる収入のことで、課税収入（給与・老齢年金・企業年金など）及び非課税収入（恩給、仕送り、雇用保険の失業給付金、傷病手当金、障害年金、遺族年金など）の全てをさします。その金額が「年収限度額」（4家族の年収限度額 参照）を超えていれば被扶養者資格はありません。

【年収の出し方】

■ 給与収入

月額 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）未満であれば認定可能です。

- 一時的に 108,333 円（60 歳以上は 150,000 円）を超えた場合は、直近 3 ヶ月の平均月収が 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）未満であれば引続き被扶養者認定は可能です。
- 給与、賞与とも、税控除前の総支給額が対象です。ただし、通勤交通費は除きます。
- 試用期間を含め、勤務開始日より被扶養者認定はできません。
（勤務先で健康保険非適用であっても、被扶養者認定の理由にはなりません）
- 月額算出が上記金額を超える雇用契約を結ばれる場合は、雇用開始日から被扶養者認定はできません。

※税控除の年収の対象期間は 1 月から 12 月ですが、健保の被扶養者認定基準における年収は、今後の年間見込み額を随時算出して判断します。

■ 専従者給与収入

前年度の確定申告書にて申告した金額

■ 年金、恩給収入

支給金額 × 支給される回数〈年金は 6 回、恩給は 4 回〉

- ・ 介護保険料控除前の支給金額
- ・ 受給権が発生（変更）した時点で収入とみなします。金融機関への「振込日」ではありません。

■ 雇用保険受給

基本手当日額 × 30日 × 12カ月

- ・ 基本手当日額が扶養認定基準未満の金額（60歳未満：3,612円未満・60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障がい者：5,000円未満）の場合は被扶養者認定可能です。

基本手当日額が扶養認定基準以上の金額の場合は、雇用保険の受給開始前（待期・給付制限・延長中等）の期間は被扶養者として認定可能ですが、受給開始後は、扶養認定基準を満たさなくなるため、被扶養者の資格はなくなります。扶養の取消し申請をお願いします。

※受給開始は、給付制限期間終了日（給付制限期間が無い場合は「待期満了日」）の翌日を意味します。

ハローワークでの「処理日」や、金融機関への「振込日」ではありません。ご注意ください。

■ 事業所得者（自営業者・農業従事者等）の年収

健康保険法(昭 52.4.6 保発第9号厚生省保険局長通知)

収入がある者についての被扶養者の認定について健康保険法第一条第二項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否か

の判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとされている。

パナソニック健保の取扱い

総収入－（売上原価＋※必要経費）＋減価償却費

※確定申告の際、必要経費として認められるものに限る（青色申告特別控除は必要経費として取扱いません）

- ・ 上記基準を2007年9月1日より適用する。
- ・ 異動届に直近の確定申告書【第一表・第二表】および収支内訳書または損益計算書の写し（税務署受付印のあるもの）を添付の上ご提出願います。
- ・ 税務署受付印がない場合は無効となります。ネットで確定申告された場合は、国税局の受付印字があるものを提出してください。
- ・ 確定申告書の写しをご提出いただけない場合は、書類不備となり扶養申請の受付はできません。
- ・ 不承認となり再度申請される場合は、次年度の確定申告後に必要書類を全てご準備いただき、申請してください。その際、認定日は健保の書類受付日となります。
- ・ 事情（所得38万円未満等）で確定申告していない方は、個人で記録している帳簿等を事業主印押印後ご提出願います。
- ・ 事業初年度者は各自で見込み（売上・経費内訳）を別紙にご記入の上、署名・捺印のうえ、ご提出願います。

④ 家族の年収限度額

年収限度額は、60歳未満は「130万円未満」（月額換算で108,334円未満）、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者は「180万円未満」（月額換算で150,000円未満）となっています。パート・アルバイトの給与収入や雇用保険の失業給付金、健康保険の傷病手当金を受給している場合は給付日数に関係なく、月額換算（手当日額×30）で判断します。しかし、年収限度額以内でも被保険者が主として生計維持していなければ、被扶養者資格はありません。

※所得税の「配偶者控除」「扶養親族控除」の年収限度額との関係

所得税で「配偶者控除」「扶養親族控除」の対象になる配偶者や扶養親族の条件は、健康保険法上の「被扶養者」の条件とは異なります。(③家族の年収 参照)

⑤ 「主として…」

生計費の2分の1以上を被保険者により援助されていることが必要です。その家族の収入、被保険者の収入により認定を受ける実態と著しくかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くとみなされた場合は認定されない場合があります。

⑥ 送金

別居している家族へのあなたからの送金額は、その家族を含む世帯全員の収入を上回っていることが必要です。パナソニック健保では、手渡しを認めず、毎月の送金額が確認できる金融機関等からの送金を原則としています。年1~2回の送金で、その額が家族の年収を超えていても、毎月の安定した生活費支援とは認められません。なお、送金方法及び金額等の申告内容が、実態と異なっていることが判明した場合、生計維持関係がないと判断し、遡って資格を喪失させる場合もあります。

⑦ 優先扶養義務者

申請対象者の「配偶者」、申請対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母・孫の場合は「両親」です。

ただし、被保険者が扶養せざるを得ない理由がある場合は、生計維持等の確認書類を提出いただき、判断いたします。

また、夫婦共同扶養の場合は、年収の多い方の被扶養者と定められています。

※上記収入基準は一律に適用されるものではなく、あくまでも目安であり、認定を受けようとする方の収入、当該被保険者の収入等や世帯の生計状況等から総合的に判断します。認定を受ける実態と著しくかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くとみなされる場合は認定されない場合があります。

人事院では標準的な生活の消費水準を把握するために、総務省の家計調査に基づき「都道府県庁所在都市別・世帯人員別標準生計費」を公表しております。当健保組合においても、対象家族の生計維持費が妥当か否かの判断をする際にこの「標準生計費」を考慮しています。

「標準生計費」は下記【別紙】の通り

区分	1人	2人	3人	4人	5人
全国	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
札幌市	139,450	144,370	206,110	267,850	329,590
青森市	121,030	125,070	175,490	225,930	276,360
盛岡市	132,290	136,530	172,900	209,260	245,620
仙台市	117,446	121,353	166,112	210,870	255,620
秋田市	110,694	114,124	152,198	190,273	228,339
山形市	119,990	124,040	163,280	202,550	241,790
福島市	127,970	132,790	171,790	210,780	249,790
水戸市	115,057	119,441	158,004	196,568	235,125
宇都宮市	138,970	143,865	202,090	260,316	318,533
前橋市	123,830	128,790	174,880	221,110	267,270
さいたま市	129,650	132,640	183,160	233,690	284,200
千葉市	148,670	153,510	202,750	251,980	301,210
東京都	143,780	148,540	202,320	256,100	309,860
横浜市	148,190	153,230	205,030	256,830	308,640
新潟市	107,420	110,580	151,870	193,140	234,430
富山市	160,271	167,114	211,230	255,341	299,449
金沢市	160,520	166,910	222,500	278,070	333,670
福井市	100,650	104,500	142,500	180,540	218,530
甲府市	128,580	133,820	173,360	212,910	252,460
長野市	112,240	115,270	158,330	201,370	244,410
岐阜市	116,770	121,000	166,460	212,040	257,570
静岡市	119,190	123,211	171,259	219,306	267,344
名古屋市	108,080	111,260	155,030	198,800	242,580
津市	170,100	178,510	224,630	270,730	316,830
大津市	123,830	128,170	175,600	223,040	270,480
京都市	153,080	158,640	217,930	277,200	336,470
大阪市	131,660	136,690	188,730	240,790	292,850
神戸市	125,400	129,380	179,380	229,370	279,350
奈良市	124,380	128,160	178,070	227,970	277,870
和歌山市	106,204	109,863	153,960	198,058	242,148
鳥取市	97,320	101,150	135,840	170,600	205,310
松江市	115,460	119,650	164,820	209,980	255,150
岡山市	116,700	120,850	162,690	204,530	246,360
広島市	132,913	138,233	181,337	224,440	267,537
山口市	106,312	110,040	151,840	193,641	235,435
徳島市	108,430	112,240	155,920	199,730	243,480
高松市	106,677	110,460	152,775	195,092	237,401
松山市	77,060	79,220	109,010	138,810	168,600
高知市	121,210	125,560	169,670	213,780	257,890
福岡市	134,680	139,030	189,730	240,430	291,150
佐賀市	116,070	121,390	164,400	207,440	250,460
長崎市	110,300	114,160	155,170	196,180	237,150
熊本市	127,295	131,680	184,973	238,377	291,726
大分市	110,200	113,990	168,910	223,820	278,700
宮崎市	97,220	101,270	137,610	173,960	210,290
鹿児島市	104,740	108,400	145,690	182,980	220,270
那覇市	106,360	110,250	146,660	183,080	219,490

資料出所：人事院（全国）、各都道府県人事委員会

[注] 東京都は特別区および市町村を含む。